

大学分科会の審議の状況について

第7期の大学分科会では、新たに大学のガバナンスの在り方について審議する「組織運営部会」を設置し、部会での集中的な審議を経て、今年2月に「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）を取りまとめた。

このほか、ジョイント・ディグリー制度の導入をはじめとする大学のグローバル化の在り方、大学の質保証の充実、大学院教育の在り方や法科大学院教育の改善等についても審議を行い、必要なものについては、大学関係法令の改正等の制度改正の答申を行った。

1. 大学のガバナンス改革に関する審議の状況

- 第7期の大学分科会では、大学教育の質的転換をはじめ大学改革の推進には、各大学の自主的・自律的な改革サイクルの確立、学長のリーダーシップの確立や学内組織の運営・連携体制の整備等、大学のガバナンスの在り方について検討が必要との認識の下、組織運営部会を新たに設置。
- 平成25年6月以降、計7回の部会を開催し、大学のガバナンスの在り方について集中的に審議を実施。組織運営部会の審議結果を受けて、平成26年2月の大学分科会において、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）を取りまとめ。

(参考)「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）(別添)

- ①学長のリーダーシップの確立
学長を補佐する体制の強化、人事・予算・組織再編等でリーダーシップが発揮できる体制の整備
- ②学長の選考・業績評価
選考組織による主体的な選考、厳格な業績の評価、不適格者の解任
- ③学部長の選考・業績評価
学長のビジョンを共有できる学部長等の任命、業績評価
- ④教授会の役割の明確化
教授会の審議事項の明確化・透明化
- ⑤監事の役割の強化
ガバナンス体制を含めた監査の強化

2. その他の事項の審議の状況

○ その他、

- ①大学のグローバル化の在り方（外国大学とのジョイント・ディグリー等、国際教育連携に係る制度の在り方や日本人の海外留学及び外国人留学生の受入れ促進のための方策等）
 - ②大学の質保証の充実（大学設置基準や認証評価制度の改善等）
 - ③大学院教育の在り方（修士レベルの教員養成課程の改善等）
 - ④法科大学院教育の改善（法科大学院の入学定員・組織見直し促進策等）
 - ⑤短期大学の在り方（短期大学の機能や教育の在り方）
- 等についての審議を行った。

○ これらのうち、大学関係法令の改正等、制度改正の必要のあるものについては、以下のとおり、答申を行った。

- ・教職大学院に置く専任教員の兼務規定の見直し（専門職大学院設置基準改正）
- ・学位の基準における目的養成分野の取扱い及び学際分野の取扱いの見直し
（学位の種類及び分野の変更等に関する基準改正）
- ・インターネット大学に適用される面積規定の全国展開
（大学通信教育設置基準改正）

大学のガバナンス改革の推進について(概要)

○「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化

○グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ **各大学**は、主体的・自律的にガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。
学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ **国**は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、**効果的な制度改正とメリハリある支援**を実施。
- ◇ **社会**は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

1. 学長のリーダーシップの確立

【学長補佐体制の強化】総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

【人事】ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

【予算】学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

【組織再編】ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価

◆ 選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定

◆ 安定的な運営ができる学長任期の設定

◆ 学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価

◆ 学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

◆ 学長による学部長等の業績評価

5. 監事の役割の強化

◆ ガバナンスの監査

◆ 監事の常勤化を推進

4. 教授会の役割の明確化

◆ 教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議

◆ 設置単位の再点検

◆ 審議事項の透明化

大学評価、経営組織と学術組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

<国公立共通の支援>

☆ 制度改正を通じた支援(所要の法令改正)

☆ 予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)

☆ 評価、監査、大学団体等との協力

制度改正

● 教授会の審議事項の明確化

● 高度専門職の創設 等

<国立大学法人への支援>

☆ 国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)

☆ 第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

制度改正

● 監事機能の強化 等

別添

大学

国

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援